フォーム名:
「清瀬市まちづくり基本条例」に基づく市民提案募集

受付番号:
EB00001568

▼ Q1. 題名
傍聴者に対する資料の配布及び提案者の委員会参画促進

▼ Q2. 現状及び課題点
①傍聴者に資料が配布されていない。これは基本条例第2条「主体：市民はまちづくりの主体ーーー」及び第2章「市民参画への条件の整備：十分な情報が市民の側に保障されなければ、市民は行政と対等に議論ができないーーー」に違反している。
当委員会は式次第のみ配布され、かつ返却を求めている。委員と同じ資料を傍聴者に配布しなければ市民参画はできない。
議会、他の委員会では資料を配布し一部の委員会では返却を求めていない。
②提案者に対し委員会の傍聴を薦めていない。

▼ Q3. 提案内容
①傍聴者に委員等に配布されて同じ資料を配布し返却を求めない、またはHPに資料をアップする。
②提案者には当該提案者の提案が議論される委員会開催日を通知し傍聴を薦め、必要に応じ提案者の意見を求めること。議会請願、陳情では行われている。
③グループ討議に際してはグループの議論が聞き取れる場所に傍聴席を移動することを許可する。

▼ Q4. 見込める成果
①提案者、傍聴者に資料を配布すれば傍聴者が増え、市民参画が活性化する。
②速やかに提案の受理、その後の審議経過を通知すれば提案は増え市民参画が進む。

③基本条例を尊重し基本条例に沿って委員会を運営することがまちづくり委員会の使命なのです。